

出雲市立高松小学校地域学校運営理事会会則

(名称)

第1条 本会は、出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則（平成18年出雲市教育委員会規則第6号。以下「教育委員会規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、出雲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から指定を受け、出雲市立高松小学校地域学校運営理事会（以下「運営理事会」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営理事会は、高松小学校区の地域住民及び高松小学校に通学する児童の保護者等（以下「地域住民等」という。）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域・学校・家庭の三者が協働して、教育活動等に対し主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運営や児童の健全育成に取り組むこと。
- (2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域に開かれた、その地域ならではの特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 地域・学校・家庭が協働してそれぞれの教育力を高めていくこと。

(運営理事会の役割)

第3条 運営理事会は、校長が作成する次の各号に掲げる事項について、承認するものとする。

- (1) 学校の教育方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 教育活動計画
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 運営理事会は、指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

4 運営理事会は、指定学校の教育活動の実践にあたり、地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

5 運営理事会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴く。

6 校長の意見具申権には変更は生じない。

7 運営理事会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行う。

8 運営理事会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、運営理事会の活動の状況等を地域住民等に対し積極的に情報提供に努める。

9 運営理事会は、校長及び教育委員会に対して、適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明を求めることができる。

(理事)

第4条 運営理事会の理事(以下「理事」という。)は、教育委員会規則第5条第1項の規定に基づき、教育委員会から任命された者とする。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は、任命の日から教育委員会から指定を受けた期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、理事は、その身分を失うものとする。

(運営理事会の組織)

第6条 運営理事会に、理事長及び副理事長を置く。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。ただし、校長及び教職員は、理事長になることができない。

3 理事長は、会務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営理事会に部会等を置くことができる。

6 前項の部会等については、運営理事会が別に定める。

(会議)

第7条 運営理事会の会議は、理事長が招集し、その議長となる。

2 運営理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。ただし、第3条第3項又は第4項の規定による意見の申し出は、出席理事の3分の2以上で決するものとする。

4 運営理事会の議決事項について個人的に利害を有する理事は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(理事の義務)

第8条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、理事は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運営理事会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 政治活動、宗教活動等に理事としての地位を利用すること。

(3) その他理事たるにふさわしくない行為を行うこと。

(指定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、教育委員会の指導、助言等にもかかわらず、事態が改善しない場合は、指定学校の指定が取り消されるものとする。

(1) 運営理事会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。

(2) 運営理事会としての合意形成が行えないとき。

(3) その他、学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、第3条第9項の規定による情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第3条第1項の規定による運営理事会の承認を得られないとき、又は運営理事会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、当該指定学校の指定の取消しを申し出ることができる。

3 教育委員会が、指定学校の指定を取り消そうとする場合において、当該指定学校の校長又は理事は弁明の機会を求めることができる。

(理事の解任)

第10条 理事は、辞任の申し出できるほか、理事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事を解任されるものとする。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 理事は、自分の意に反して解任されようとする場合において教育委員会に弁明の機会を求めることができる。

(運営理事会の庶務)

第11条 運営理事会には顧問を置くことができる。

第12条 運営理事会の庶務は、高松小学校において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、運営理事会の運営に関し必要な事項は、運営理事会が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月3日に一部改正し、施行する。